

大阪広域水道企業団処務規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和 8 年 2 月 26 日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第 4 号

大阪広域水道企業団処務規程等の一部を改正する規程

(大阪広域水道企業団処務規程の一部改正)

第 1 条 大阪広域水道企業団処務規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第 4 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(分課)			(分課)		
第 1 条 大阪広域水道企業団水道企業条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第 2 号。以下「条例」という。)第 4 条に規定する経営管理部に経営企画課及び <u>財務課</u> を置く。			第 1 条 大阪広域水道企業団水道企業条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第 2 号。以下「条例」という。)第 4 条に規定する経営管理部に経営企画課及び <u>広域連携課</u> を置く。		
2 条例第 4 条に規定する総務部に危機管理課、総務課及び <u>広域連携課</u> を置く。			2 条例第 4 条に規定する総務部に危機管理課、総務課及び <u>財務課</u> を置く。		
3・4 (略)			3・4 (略)		
(出先機関の設置)			(出先機関の設置)		
第 2 条 (略)			第 2 条 (略)		
2 (略)			2 (略)		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>泉南地域水道センター</u>	泉南市樽井	<u>泉南水道事業、阪南水道事業、田尻水道事業及び岬水道事業に係る区域</u>	<u>泉南水道センター</u>	泉南市樽井	<u>泉南水道事業に係る区域</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
大阪狭山水道センター	(略)	(略)	大阪狭山水道センター	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	<u>阪南水道センター</u>	阪南市鳥取	<u>阪南水道事業に係る区域</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
熊取水道センター	(略)	(略)	熊取水道センター	(略)	(略)
			<u>田尻水道センター</u>	泉南郡田尻町嘉祥寺	<u>田尻水道事業に係る区域</u>
			<u>岬水道セ</u>	泉南郡岬町	<u>岬水道事業に係る区域</u>

(略)	(略)	(略)

3 (略)

(略)

(略)

泉南地域水道センター

(略)

(略)

(略)

大阪狭山水道センター

(略)

(分掌)

第3条 第1条第1項に規定する経営企画課及び財務課の分掌事務は、次のとおりとする。

経営企画課

(1)～(6) (略)

財務課

(1) 財務会計制度に関すること。

(2) 予算、一時借入金及び企業債に関すること。

(3) 資金の運用に関すること。

(4) 出納・収納取扱金融機関に関すること。

(5) 決算に関すること。

(6) 現金、有価証券及び担保物の出納及び保管に関すること。

(7) 会計事務の検査及び指導に関すること。

(8) 財務会計システムの管理に関すること。

(9) 資産（用地を除く。）の管理及び処分に関すること（総務部、広域事業部、水道事業部及び出先機関分掌のも

<u>ンター</u>	<u>深日</u>	
(略)	(略)	(略)

3 (略)

(略)

(略)

泉南水道センター

(略)

(略)

(略)

大阪狭山水道センター

(略)

阪南水道センター

総務課、工務課

(分掌)

第3条 第1条第1項に規定する経営企画課及び広域連携課の分掌事務は、次のとおりとする。

経営企画課

(1)～(6) (略)

広域連携課

(1) 市町村連携に関すること。

(2) 水道事業の広域化に関すること。

のを除く。)。

(10) 水道事業及び工業用水道事業の給水申込み及び給水料金の調定に関する
こと。

(11) 工業用水道事業の給水保証金及び
量水器使用料の調定に関すること。

(12) 入札及び契約に関すること。

(13) 用地及び支障物件の補償の総括に
関すること。

(14) 用地の取得、管理及び支障物件の
補償に関すること（出先機関分掌の
ものを除く。)。

2 第1条第2項に規定する危機管理課、
総務課及び広域連携課の分掌事務は、次
のとおりとする。

危機管理課

(1)～(4) (略)

総務課

(1)～(9) (略)

広域連携課

(1) 市町村連携に関すること。

(2) 水道事業の広域化に関すること。

2 第1条第2項に規定する危機管理課、
総務課及び財務課の分掌事務は、次
のとおりとする。

危機管理課

(1)～(4) (略)

総務課

(1)～(9) (略)

財務課

(1) 財務会計制度に関すること。

(2) 予算、一時借入金及び企業債に関
すること。

(3) 資金の運用に関すること。

(4) 出納・収納取扱金融機関に関する
こと。

(5) 決算に関すること。

(6) 現金、有価証券及び担保物の出納
及び保管に関すること。

(7) 会計事務の検査及び指導に関する
こと。

(8) 財務会計システムの管理に関する
こと。

(9) 資産（用地を除く。）の管理及び
処分に関すること（経営管理部、広域
事業部、水道事業部及び出先機関分掌
ものを除く。)。

(10) 水道事業及び工業用水道事業の給

<p>3～6 (略)</p>	<p><u>水申込み及び給水料金の調定に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(11) <u>工業用水道事業の給水保証金及び</u> <u>量水器使用料の調定に関する</u><u>こと。</u></p> <p>(12) <u>入札及び契約に関する</u><u>こと。</u></p> <p>(13) <u>用地及び支障物件の補償の総括に</u> <u>関する</u><u>こと。</u></p> <p>(14) <u>用地の取得、管理及び支障物件の</u> <u>補償に関する</u><u>こと（出先機関分掌の</u> <u>ものを除く。）。</u></p> <p>3～6 (略)</p>
----------------	---

(大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																						
(出先機関に置く職)	(出先機関に置く職)																																						
第4条 (略)	第4条 (略)																																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">出先機関名</th> <th style="width: 50%;">設置する職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>泉南地域水道センター</u></td> <td><u>所長、課長</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪狭山水道センター</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>熊取水道センター</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	出先機関名	設置する職	(略)	(略)	<u>泉南地域水道センター</u>	<u>所長、課長</u>	(略)	(略)	大阪狭山水道センター	(略)	(略)	(略)	熊取水道センター	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">出先機関名</th> <th style="width: 50%;">設置する職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>泉南水道センター</u></td> <td><u>所長、課長</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪狭山水道センター</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>阪南水道センター</u></td> <td><u>所長、課長</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>熊取水道センター</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>田尻水道センター</u></td> <td><u>所長</u></td> </tr> <tr> <td><u>岬水道センター</u></td> <td><u>所長</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	出先機関名	設置する職	(略)	(略)	<u>泉南水道センター</u>	<u>所長、課長</u>	(略)	(略)	大阪狭山水道センター	(略)	<u>阪南水道センター</u>	<u>所長、課長</u>	(略)	(略)	熊取水道センター	(略)	<u>田尻水道センター</u>	<u>所長</u>	<u>岬水道センター</u>	<u>所長</u>	(略)	(略)
出先機関名	設置する職																																						
(略)	(略)																																						
<u>泉南地域水道センター</u>	<u>所長、課長</u>																																						
(略)	(略)																																						
大阪狭山水道センター	(略)																																						
(略)	(略)																																						
熊取水道センター	(略)																																						
(略)	(略)																																						
出先機関名	設置する職																																						
(略)	(略)																																						
<u>泉南水道センター</u>	<u>所長、課長</u>																																						
(略)	(略)																																						
大阪狭山水道センター	(略)																																						
<u>阪南水道センター</u>	<u>所長、課長</u>																																						
(略)	(略)																																						
熊取水道センター	(略)																																						
<u>田尻水道センター</u>	<u>所長</u>																																						
<u>岬水道センター</u>	<u>所長</u>																																						
(略)	(略)																																						
2・3 (略)	2・3 (略)																																						

(大阪広域水道企業団職員就業規則の一部改正)

第3条 大阪広域水道企業団職員就業規則（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 八尾水道センター、柏原水道センター又は<u>四條畷水道センター</u>に勤務する職員に対する前項の規定の適用については、同項中「午前9時から午後5時30分まで」とあるのは「午前8時45分から午後5時15分まで」とする。</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 八尾水道センター、柏原水道センター、<u>四條畷水道センター、阪南水道センター又は田尻水道センター</u>に勤務する職員に対する前項の規定の適用については、同項中「午前9時から午後5時30分まで」とあるのは「午前8時45分から午後5時15分まで」とする。</p>
---	---

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。